

議案第 5 1 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和36年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他 の交通 費	日当 (1 日につ き)	宿泊手当 (1 夜につ き)	宿泊費 (1 夜につ き)
本町の区域内 に住所を有す る者で本町内 の場所に出頭 したもの	—	—	—	—	2,600円	—	—
上記以外の者	運賃 急行料金 寝台料金 座席指定 料金 特別車両 料金	運賃 寝台料金 座席指定 料金 特別船室 料金	実費	実費	2,600円	2,400円	国家公務員等 の旅費支給規 程（昭和25年 大蔵省令第45 号）別表第 2 の「指定職職 員等」に規定

							する都道府県 ごとの宿泊費 基準額を上限 とし、その定 額の範囲内の 実費額
--	--	--	--	--	--	--	---

備考1 鉄道賃のうち、急行料金以下の費用については、公務のため特に必要とするものに限る。

備考2 船賃のうち、寝台料金以下の費用については、公務のため特に必要とするものに限る。

備考3 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

備考4 日当は、出頭又は参加した日数に応じて支給する。

備考5 宿泊手当は、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は定額の3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は定額の3分の1の額とする。

備考6 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに宿泊費の額の合計額を包括宿泊費とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正に伴い、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出を行うため、証人等の実費弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決